

「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」の取組状況

(令和8年5月末時点)

1 SNS型投資・ロマンス詐欺対策

(1) 犯行準備段階への対策

ア 各種サービスやインフラの不正利用を防止するための取組

(ア) 利用者の本人確認強化等

① SNS事業者に係る本人確認の厳格化

- ・ SNS等のプラットフォーム事業者に対して、令和6年12月に実施した要請を踏まえ、令和7年4月に有識者会議において各事業者の対応状況のヒアリングを実施し、同年9月に中間取りまとめを公表。アカウント開設時、収益化プログラムへの参加時など、サービス特性等に応じ各事業者において本人確認措置を実施するとともに、確認済である旨の表示等が実施されている。SNS等のプラットフォーム事業者に対して、引き続き本人確認の厳格化や利用者一般からの視認性確保等について働きかけを行う。【総務省】

② マッチングアプリ運営事業者に係る本人確認の厳格化

- ・ マッチングアプリ運営事業者に対し、公的個人認証サービスを用いた本人確認の実施について働き掛けを行い、一部事業者において同サービスを導入。【警察庁】

③ 音声通信SIMの契約時における本人確認の義務付け

- ・ 携帯電話の契約時等の本人確認方法について、ICチップの読み取りの原則化等をするため、制度改正を実施（非対面：令和8年4月、対面：令和9年4月施行予定）。今後、本人確認方法の変更について、事業者及び利用者に対して、わかりやすい周知を推進。【総務省】

④ データ通信専用SIMの契約時における本人確認の義務付け

- ・ データ通信専用SIMの契約時等の本人確認を義務づけること等を内容とする携帯電話不正利用防止法改正法案を今期特別国会へ提出し、令和8年5月22日に成立。（施行日は1年以内の政令で定める日）今後は、政省令等の下位法令等の整備を実施。【総務省、警察庁】

⑤ 預貯金口座等の不正な開設、譲渡等への対策等

- ・ 預金取扱金融機関の業界団体等と連携し、口座売買の抑止に係る官民一体・業界横断的な広報を実施。【金融庁、警察庁】

- ・ 在留期間満了前に在留期間の更新等がなされたこと、又はそれらの申請中であることについて金融機関に連絡すること等を求める旨の在留外国人向けのリーフレットを警察庁・金融庁・出入国在留管理庁の連名で作成し、広報を実施。【警察庁、金融庁、法務省】
- ・ 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げや「送金犯罪」に対する罰則の創設等を内容とする改正犯罪収益移転防止法が令和8年6月に成立したことを踏まえ、改正法に基づく措置を着実に推進。【警察庁】
- ・ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する多国間の枠組みであるF A T F（金融活動作業部会）の第5次対日相互審査（令和10年夏頃）を見据え、関係省庁間で法人の実質的支配者の把握強化に向けた検討を実施中。【警察庁、法務省、財務省】
- ・ 令和7年6月、非対面での本人確認方法について、マイナンバーカードの公的個人認証に原則一本化することを内容とする改正命令を公布（令和9年4月1日施行）。金融庁から各業界団体に対し、施行日を待たず可及的速やかに対応するよう要請。また、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等のI Cチップ情報読み取りを義務化することを内容とする同様の改正規則を令和8年3月に公布（令和9年4月1日施行）。【警察庁、金融庁】

⑥ 犯罪収益移転防止法の適正な履行の確保

- ・ 令和7年10月、犯罪収益対策推進要綱を改正し、都道府県警察に対して、特定事業者が犯罪収益移転防止法で規定する義務に違反している疑いがあると認める場合は、遅滞なく警察庁へ報告するよう改めて指示。【警察庁】

(イ) 事業者間における不正利用に係る名義情報等の共有の促進

- ・ 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（J C 3）における詐欺対策の議論に参画し、関係事業者間における情報共有体制の構築に向けた協議を実施中。【警察庁】

(ウ) 犯行に利用されたアカウント等の利用停止措置の推進

- ・ 特殊詐欺の犯行に利用されたSNSアカウント等の情報をSNS事業者等に提供し、利用停止等を促すスキームについて、令和7年4月以降、新たに対象事業者を3社拡大。【警察庁】

(エ) 犯行に利用された預貯金口座の凍結等

- ・ 特殊詐欺等の犯行に利用された法人口座を含む預貯金口座について、金融機関に対する迅速な口座凍結検討依頼等の取組を継続して実施。【警察庁】

(オ) 在留外国人等に対する広報・啓発の実施

- ・ 令和5年9月からポスターやリーフレットの掲示・配付等により、在留外国人に対して預貯金口座の不正譲渡の違法性について広報・啓発を実施し、未然防止に努めている。【法務省】
- ・ 出入国在留管理庁のホームページにおいて、在留外国人に対して、預貯金口座の不正譲渡の違法性について、広報・啓発を実施した。【法務省】
- ・ 「技能実習生手帳」を新たに本邦に入国する技能実習生に配付し、技能実習生に対して携帯電話・預貯金口座の不正譲渡の違法性等について広報・啓発を実施している。【法務省】
- ・ 技能実習生に向けて、悪質なブローカーからの違法な行為に係る誘い等の注意すべき事柄について、わかりやすく伝えるためのリーフレットを作成し、広報・啓発を実施している。【法務省】
- ・ 「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関等は、特定技能外国人に対し、我が国で違法となる行為の例を情報提供しなければならないとされているところ、その例として「自己名義の銀行口座・預貯金通帳・キャッシュカード・携帯電話を他人に譲渡することは犯罪であること」等を示し、携帯電話・預貯金口座の不正譲渡の違法性等について、広報・啓発を実施している。【法務省】

(カ) インターネットサービスの悪用の実効的排除に資する法制度の調査・検討

- ・ 有識者会議においてSNS等の情報流通に関する諸外国法制度について調査・検討を行い、令和7年9月に中間取りまとめを公表。引き続き有識者会議等で必要な調査・検討を実施予定。【総務省】

イ 犯罪への加担を防止するための取組

(7) 犯罪実行者募集情報の削除等の取組

① 「インターネット・ホットラインセンター」等の効果的な運用

- ・ 国民に対し、各種媒体等を通じて「インターネット・ホットラインセンター」に対する情報提供を呼び掛けているところ、同センターにおいて、令和7年中は6,679件の削除依頼を実施し、うち6,351件が削除。【警察庁】

② リプライ機能を活用した個別警告等の更なる高度化

- ・ A I を活用して S N S 上の犯罪実行者の募集投稿等を効率的に抽出する仕組みを構築し、返信（リプライ）機能を利用した投稿者等に対する個別警告等を推進してきたところ、令和 8 年 5 月までで 12,968 件の個別警告を実施。【警察庁】

③ 犯罪実行者募集情報に対する A I 技術等を活用した対策に係る検討

- ・ A I を活用して、S N S 上の犯罪実行者の募集投稿等を効率的に抽出する仕組みを構築し、犯罪実行者募集情報への対策を推進してきたが、先端技術を用いて、より効率的・効果的な犯罪実行者募集情報等の収集を実現すべく S N S 情報分析の機能強化に関して検討。【警察庁】

④ 犯罪実行者募集情報に対する事業者による削除・掲載防止の推進

- ・ どのような情報をインターネット上で流通させることが違法であるかを例示した「違法情報ガイドライン」において、募集を行う者の氏名や業務内容等の明示がない労働者の募集投稿等（犯罪実行者募集情報）が職業安定法等に違反し得ることを記載し、プラットフォーム事業者に対して、同ガイドラインも踏まえた対応を要請。引き続き事業者による対応を促進。【総務省】
- ・ インターネット・ホットラインセンター（IHC）の「ホットライン運用ガイドライン」においても、犯罪実行者募集情報が職業安定法等に違反し得ることを記載し、通報を受けた情報について、引き続き、IHC からプラットフォーム事業者に対して削除依頼を実施。【警察庁】
- ・ 警察とも連携しつつ、雇用仲介事業者等に対し、違法・有害な募集情報の掲載防止・削除等の措置等を講ずることや、事業者が違法・有害な募集情報を放置した場合には労働局による指導・監督の対象となり得ることを内容とする要請を行うとともに、募集主に対する対面等による本人確認や事業実態の確認、求人内容に関する掲載前の確認完了の徹底等により、「闇バイト」等に関する不審な情報が求人メディア等に掲載されることのないよう、都道府県労働局の指導等を通じ、履行確保に取り組んでいる。【厚労省】

(4) 広報啓発の媒体や方法の拡充

- ・ 訴求力の高い著名人の協力を得た各種媒体を活用した広報啓発や関係機関・団体と連携した若者向けの広報啓発を実施。【警察庁】
- ・ 警察庁、外務省が連携し、特殊詐欺の「架け子」等として海外に渡航させないための戦略的な広報啓発活動を推進。【警察庁、外務省】
- ・ 所管業界団体に対し、令和7年5月に事務連絡を発出し、犯罪実行者募集（いわゆる「闇バイト」）の危険性や手口について周知を実施。【環境省】
- ・ 業界団体を通じ、会員企業（産業廃棄物処理業者等）への周知・注意喚起を依頼し、犯罪への加担防止に資する広報・啓発を推進（引き続き継続）。【環境省】

(ウ) 青少年の特性を踏まえた広報・啓発の推進

- ・ 都道府県警察に対し、少年の匿名・流動型犯罪グループへの関与防止に向けた啓発活動の強化について指示。【警察庁】
- ・ 関係省庁・関係機関が連携し、防犯教室や非行防止教室等の様々な機会やSNS等の各種媒体を活用し、有職・無職の少年も含め、青少年が犯罪に加担してしまうことがないよう具体的な情報発信を実施。【警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省】
- ・ 令和7年7月、「青少年の被害・非行防止全国強調月間」において、関係府省庁、地方公共団体、関係団体等と連携して、闇バイトへの加担防止に向けた広報・啓発、非行防止教室等の取組を推進。※小・中・高共通【こども家庭庁、文部科学省、警察庁】
- ・ 令和8年1月、青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットを作成し、闇バイトの危険性等について啓発を実施。さらに、令和8年2月から5月、関係府省庁、地方公共団体、関係団体等と連携して、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施し、同リーフレットを活用するなど、青少年のインターネットの安全利用、闇バイトの危険性や加担防止に向けた広報・啓発等を推進。※小・中・高共通【こども家庭庁、文部科学省、警察庁】
- ・ SNS等の利用について、青少年が犯罪実行者募集情報への不用意な接触をしないように、青少年の発達度合いに応じて保護者が適切に管理できるペアレンタルコントロールの活用を促進。【こども家庭庁、総務省、警察庁】
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、保護者等に対して、令和8年1月、保護者向けリーフレッ

トを作成し、フィルタリングの普及促進に向けた啓発の充実を図り、保護者のニーズに応じて青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組を推進。【こども家庭庁】

- ・ 「闇バイト」や「偽・誤情報」をはじめとするインターネットトラブルの事例及びその予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集（２０２６年版）」を作成し、令和８年４月に公表。

【総務省】

- ・ 「闇バイト」等に関する注意喚起について、学生向けに労働関係法令を分かりやすく解説したハンドブック（「知って役立つ労働法」）に盛り込み、厚生労働省ウェブページに掲載を行った。【厚生労働省】

(イ) 犯罪グループの人的基盤となり得る非行集団等への対策

- ・ 都道府県警察に対し、実態把握、事件検挙等を通じた非行集団等からの少年の離脱に向けた取組といった非行集団等対策の推進について指示。【警察庁】

(オ) 犯罪実行者募集情報に応募した者等の保護等

- ・ いわゆる「闇バイト」とは知らずに応募し、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されている者等に対する保護措置を 699 件講じた（令和６年１０月～令和８年５月）。また、離脱に向けた相談方法（警察相談専用電話「＃9110」番）等を周知する効果的な広報啓発を推進。【警察庁】

(2) 着手段階への対策

ア SNS事業者・マッチングアプリ事業者等におけるスパム行為防止措置の強化

- ・ 一部のSNS事業者において、知らないアカウントの友達追加時の警告表示を実施。引き続き、周知等を含めた施策を推進。【総務省】

イ SNS事業者等による実効的な広告審査等の推進

- ・ デジタル広告について、広告主の本人確認を含む事前審査や事後的削除等に関するモニタリング指針を令和７年９月に策定。同年１１月からSNS等を提供する大規模プラットフォーム事業者に対し、モニタリングを実施。今後、令和８年夏頃を目途に、モニタリングの結果を取りまとめる予定。【総務省】
- ・ 正規の広告主の利益が害されないようにする観点から、プラットフォーム事業者の広告審査の取組等について、デジタルプラットフォーム取引透明化法に基づく令和７年度のモニタリング・レビューの中で取り上げ、令和７年１２月に公表された令和７年度の経済産業大

臣評価において評価を行った。この論点に係る各プラットフォーム事業者の取組状況については、引き続き令和8年度の同モニタリング・レビューを通じて確認を行う。【経済産業省】

ウ 投資詐欺サイトへの対策

- ・ 令和7年9月より、都道府県警察から集約した海外の投資詐欺サイトのURL情報等をフィルタリング事業者等に提供し、警告表示等の措置を促す取組を開始。【警察庁】

エ 金融商品取引法上の無登録業者への対策

- ・ 無登録業者に対して、警告書の発出、金融商品取引法に基づく裁判所への禁止又は停止命令の申立てを行うとともに、金融商品取引法に違反する可能性があるSNS上の偽広告等に関し、情報受付窓口寄せられた情報をSNS事業者へ情報提供するなど排除に向けた取組を実施。【金融庁】
- ・ 令和8年1月、無登録業者が関与する詐欺的な投資勧誘等から身を守るため、取引相手方の登録等の状況をスマートフォン等で業種横断的に一括検索できる機能の運用を開始。【金融庁】
- ・ 金融庁及び消費者庁から共有を受けた情報を、無登録業者に係る捜査に活用。【警察庁】

オ AI事業者ガイドラインの周知等

- ・ 関連団体・組織、事業者等に対する講演等を通じAI事業者ガイドラインの周知浸透を行った。また、技術動向等を踏まえ、令和8年3月に第1.2版としてガイドラインを更新・公表した。今後も引き続きAI事業者ガイドラインの更新、及び周知浸透を図る。【総務省、経済産業省】

(3) 欺罔段階への対策

ア 変化する欺罔の手口の国民への迅速かつ実効的な広報・注意喚起

- ・ 犯行に利用されているSNS上において、高い発信力を有する著名人と連携して制作した最新の手口に関する広報動画やバナー広告を掲載し、利用者に対する注意喚起を実施。【警察庁】
- ・ SNS型投資詐欺の欺罔手段として、Instagram等のバナー等広告において著名人をかたって投資を呼びかける手口の増加が顕著であることを踏まえ、当該バナー等広告でかたられている著名人と連携した広報啓発を実施。【警察庁】
- ・ 変化する欺罔の手口について、迅速・的確にその特徴を伝えるため、警察官等のかたり捜査（優先調査）名目で現金等をだまし取る手口を「ニセ警察詐欺」と呼称することとした上で、関係省庁、関係機関・

団体等と連携した広報啓発で活用。【警察庁】

- ・ 対象及び訴求内容と合致する広報・啓発の手段を選定して真に犯罪抑止に効果を発揮する広報・啓発として、これまでの随時の広報・啓発や情報発信に加え、情勢に応じて設定した特定のテーマに関する注意点を一定の期間、集中的・波状的な形で広報する「集中広報期間」を全国警察で斉一的に実施。【警察庁】
- ・ ニセ警察詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺において、LINE、Instagram等が犯人からの連絡手段に悪用されることを踏まえ、関係省庁で、当該SNSを運営する大手プラットフォームと連携し、当該SNS上における広報啓発を実施。【警察庁】
- ・ 総務省において、プラットフォーム事業者、通信事業者、IT関連企業、関連団体と連携して実施している意識啓発プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」の一環として、著名人のなりすまし広告に関する啓発動画をサイトで公開し、令和7年6月から7月及び令和8年1月から3月にかけてSNS等において広告配信を実施したほか、偽・誤情報等に関する教材でなりすまし詐欺について取り上げた。加えて、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺等をテーマとした物語を通じて、体験しながら学べる「ICTリテラシー向上のためのゲーム型教育プログラム（リテプロ）」を令和8年2月に作成・公表。【総務省】
- ・ 令和7年12月、情報受付窓口に寄せられた情報から確認できる主な投資詐欺手法を紹介する注意喚起ページを開設し、政府広報とも連携し（インターネット広告等により）投資詐欺に関する周知を実施。【金融庁】
- ・ 金融経済教育推進機構（J-FLEC）においては、足元の詐欺等の発生状況を踏まえ、標準的な講義資料における詐欺や金融トラブル防止にかかる記載内容を拡充。【金融庁】
- ・ 副業トラブルも含め、SNSをきっかけとした「もうけ話」に関する注意喚起を実施。【消費者庁】

(4) 金銭等の交付段階への対策

ア 被害の未然防止及び拡大防止のための取組

(7) 金融機関と連携した被害の未然防止

- ・ 都道府県警察に対し、特殊詐欺の被害者のATM利用実態に係る調査を実施するなど、高齢者のATM振込・引出限度額を少額とすることの制度化に向けた検討を実施中。【警察庁】

(4) インターネットバンキングに係る対策の強化

- 令和7年9月、預金取扱金融機関の業界団体等に対し、インターネットバンキングの利用申込時及び利用限度額引き上げ時の確認等を含む対策の強化を要請。同年11月、各金融機関に対し、要請への取組状況に関するフォローアップを実施。【金融庁】
- ※ 令和7年11月のフォローアップの実施結果（概要）
<https://www.fsa.go.jp/policy/amlcftcpt/04.pdf>

(ウ) 預金取扱金融機関におけるモニタリングの強化

- 令和6年8月、預金取扱金融機関の業界団体等に対し、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けたモニタリング等対策や警察との連携の強化等を要請。令和7年11月、各金融機関に対し、同年1月に続いて2回目となるフォローアップを実施。【金融庁、警察庁】
- ※ 令和7年11月のフォローアップの実施結果（概要）
<https://www.fsa.go.jp/policy/amlcftcpt/04.pdf>
- 金融業界の取引モニタリング能力の底上げを図るため、「取引モニタリングの検知能力強化に向けた横断的レビューにかかる調査」を外部委託し、当該報告書を公表。【金融庁】
- 金融機関のモニタリングにより詐欺被害のおそれが高い取引を検知した場合に関係する都道府県警察へ迅速に情報提供する連携体制について各金融機関への働き掛けを推進し、令和8年5月末時点で、47警察本部と938金融機関が、警察庁と全国に顧客を有する都市銀行等30金融機関が情報連携協定を締結。
 また、警察が把握した不正利用口座情報を金融機関に提供することにより、潜在被害者の発見・被害拡大防止等を図る情報共有型連携（いわゆる「埼玉モデル」）について、令和8年5月末時点で39都道府県が導入済みのところ、本枠組みの更なる拡大を推進。
 【警察庁】

(イ) 暗号資産交換業者による送金のモニタリングの強化

- 令和7年5月、暗号資産交換業者に対して、詐欺被害防止に向け、暗号資産を送金した後も、当該送金に係る取引の流れを適切にモニタリングすることなどを要請。【金融庁】
- 令和7年8月、日本暗号資産等取引業協会の会員に対する説明会を実施し、送金モニタリングの強化等について働き掛けを実施。
 【警察庁】

(オ) 暗号資産交換業者への不正送金防止の更なる推進

- ・ 令和7年9月、預金取扱金融機関の業界団体等に対し、口座名義人と異なる依頼人名による暗号資産交換業者への送金停止について、改めて要請。同年11月、各金融機関に対し、要請への取組状況に関するフォローアップを実施。【警察庁、金融庁】
- ※ 令和7年11月のフォローアップの実施結果（概要）

<https://www.fsa.go.jp/policy/amlcftcpt/04.pdf>

(カ) 電子マネー発行事業者等における被害防止の推進

- ・ 電子マネー発行事業者等と連携し、不正な方法で入手された電子マネーの利用停止等の対策を推進。
- また、電子マネー関連会社等を装って電子マネー取扱店に電話をかけ、カード利用権をだましとる手口への対策として、令和7年8月、電子マネー発行事業者及びコンビニエンスストア業界団体を通じ、各取扱店に本件手口に係る注意喚起を実施。【警察庁】

(キ) コンビニエンスストア等と連携した被害の未然防止

- ・ コンビニエンスストア関連事業者と連携し、デジタルサイネージ広告による広報啓発を実施しているほか、各店舗に担当警察官を配置し、定期的な防犯指導等を行う「コンビニサポートポリス制度」を47都道府県警察に拡大。当該制度の拡充に向けた検討を実施中。【警察庁】

イ 被害金の追跡及び被害回復を容易にするための取組

(ア) 金融機関等の間における情報共有等の枠組みの創設

- ・ 令和7年度補正予算にて不正利用口座の情報を共有するためのシステム構築費用への補助金を措置し、補助対象事業者を選定。【金融庁】
- ・ 金融機関間で情報共有を行うための根拠規定の措置等を内容とする犯収法施行規則等の改正案について、令和8年3月にパブリックコメントを実施。【金融庁、警察庁】
- ※ 本改正に係る命令等は、令和8年6月26日付で公布・公表し、令和9年4月1日から施行・適用。

(イ) 架空名義口座捜査等の新たな捜査手法の導入に向けた検討

- ・ いわゆる「架空名義口座」を利用した新たな措置の創設等を内容とする改正犯罪収益移転防止法が令和8年6月に成立したことを踏まえ、改正法に基づく措置を着実に推進。【警察庁】

(ウ) 金融機関への照会・回答の迅速化

- ・ 捜査に関する既存のオンライン照会（捜査関係事項照会システム）について対応可能な事業者を拡大したほか、民間システムを活用した照会についても、全国一律的な運用開始に向けて都道府

県警察に対し運用要領等を示し、既に一部の都道府県警察において運用を開始。また、照会・回答の効率化に資する運用上の仕組みとして、一部金融機関との間で、統一フォーマットによる照会を令和8年5月より開始。【警察庁】

- ・ 警察庁が金融機関と協定を締結し、都道府県警察から警察庁を介して協定締結金融機関にオンラインで照会を行い、協定締結金融機関から迅速に回答を得る官民協働型の枠組みの運用を令和8年6月1日より開始。また、当該枠組みの運用状況も踏まえつつ、関係省庁において金融機関等と緊密に連携し、「金融犯罪対策センター」（仮称）の在り方等について検討を実施中。【警察庁】

(I) 暗号資産の没収・保全の推進

- ・ 令和7年5月、犯罪収益である暗号資産等の没収の裁判の執行・没収保全等の手続に関する規定の整備を行うことを含む「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第39号）が成立し、令和8年5月、同規定等が施行されたところ、法務省において、同規定の趣旨及び内容を踏まえ、その適切な運用に努めるとともに、検察への周知・啓発等の必要な措置を実施。

また、警察庁において、都道府県警察に対し、新たに創設された規定に係る教養資料を発出するとともに、その適正な運用を指示。【法務省、警察庁】

(5) 犯行後の捜査段階における対策

ア 照会対応の強化等

(7) SNS事業者の照会対応の強化

- ・ 一部のSNS事業者との間で、令和6年12月より捜査関係事項照会に基づく照会の運用を開始したところ、令和7年11月より、警察官等をかたり捜査名目で現金等をだまし取る手口の特殊詐欺であるニセ警察詐欺を新たに照会対象に加えたほか、これら対象事件について捜査関係事項照会システムによる照会の運用を開始。

【警察庁】

(I) 海外事業者の日本法人窓口の設置の働き掛けなど情報提供の迅速化のための環境整備

- ・ 関係省庁と連携しながら、海外事業者の日本法人窓口の設置の働き掛けなど情報提供の迅速化のための環境整備に向けた取組みを実施。今後、海外事業者内での検討を加速させるため、引き続き関係省庁から働きかけ。【総務省、警察庁】

- ・ 法務省及び警察庁が連携し、一部の海外事業者との間で、迅速な情報提供の在り方に係る協議を踏まえ、情報提供枠組みの運用を開始。【法務省、警察庁】

(ウ) **通信履歴の保存の義務化**

- ・ 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説」の改正を実施。誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通といった社会環境の変化も勘案し、通信履歴について少なくとも3～6か月程度の保存が望ましいと明記。また、事業者に対応を要請（以下、上記改正及び上記要請を併せて「本改正等」という。）。その後、本改正等を踏まえた対応状況について、事業者に対するヒアリングを実施。多くの事業者が、本改正等の内容を遵守していることが認められた。今後、本改正等実施後の事業者の対応状況について、都道府県警察への実態調査を含めフォローアップを行う。【警察庁、総務省】

(エ) **国際的な枠組みを通じた議論への参加**

- ・ 令和7年11月、G7内務・安全担当大臣会合に出席し、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）に基づく「共同捜査」の手法などにより、アジア地域において、詐欺拠点が国外で摘発された際に日本警察が現地警察と共に証拠品を確認するなど、捜査の更なる迅速化を図っていることを説明するとともに、国際連携の必要性を呼び掛けた。【警察庁】
- ・ 令和7年12月、G7議長国カナダが開催した「G7＋詐欺対策専門家会合」（於：オタワ）へ出席し、我が国の対応等について説明するとともに、米国や英国による詐欺集団に対する制裁、G7各国の制裁の検討状況等を聴取。【外務省】
- ・ 令和7年12月、タイ外務省及びUNODCが共催した「オンライン詐欺国際会議」（於：バンコク）に出席し、ベストプラクティスの共有や組織的詐欺を含む越境犯罪への対処等につき協議。【外務省】
- ・ 令和8年2月、シンガポール内務省及び英国が共催したASEAN－SOMTC詐欺対策ラウンドテーブル会合（於：シンガポール）に出席し、ASEAN加盟国、国際刑事警察機構（ICPO）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等と対応ぶりを協議。【外務省、警察庁】
- ・ 令和8年4月、米国国務省が同志国の在米公館を招待してワシントンで開催した開「アジアを拠点とする国際詐欺犯罪グループ対

策に関する第一回コンタクト・グループ会合」に参加し、詐欺集団等の組織犯罪集団に対する法執行や制裁措置等につき協議。【外務省】

- ・ 令和7年12月、アジア詐欺対策国際会議を開催し、組織的詐欺対策について外国捜査機関や国際機関等と議論を実施。【警察庁】
- ・ 令和8年3月、オーストリア・ウィーンで開催された国際詐欺サミット2026に参加し、同会合において国際的な詐欺対策のための主要な行動を示す「詐欺対策に関する行動の呼びかけ」及び「詐欺防止に関するグローバルな官民連携に係る枠組み」と題する成果文書が採択。【警察庁、外務省、財務省、法務省】
- ・ 法務省が国連と協力して運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）では、ASEAN諸国で国際捜査共助実務に従事する者に対し、令和7年12月に架空の特殊詐欺事例を用いた捜査共助要請に関する研修を実施した。【法務省、外務省】
- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所では、令和8年3月に国連薬物・犯罪事務所（UNODC）及びインターポールが共催した国際詐欺サミット2026（ウィーン、オーストリア）に出席し、サイドイベントに参加するなどした。【法務省、外務省、警察庁】
- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所では、各国の警察官、検察官、裁判官等を対象として、同年5月から6月に特殊詐欺事件等を含むサイバー犯罪及び暗号資産を悪用した犯罪への対処をテーマとする国際研修を実施した。【法務省、外務省】
- ・ 法務総合研究所国際協力部では、カンボジアとの間で、令和8年5月にデジタル・フォレンジック等のサイバー犯罪捜査手法についてのセミナー実施に向けた協議を実施した。【法務省】

（オ） 金融機関への照会・回答の迅速化＜再掲＞1（4）イ（ウ）

イ 暗号化技術等に係る調査・研究、新たな法制度導入に向けた検討

- ・ 諸外国における取組や最新の技術動向を確認しつつ、犯行グループの端末から犯罪に悪用される通信アプリ等の通信内容等を迅速に把握し、被害防止に活用する手法について、新たな法制度導入の可能性も含めて検討を実施中。【警察庁】

ウ 組織的詐欺や強盗等の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進

- ・ 都道府県警察に対し、組織的犯罪処罰法における組織的詐欺罪の適用に係る好事例を共有するなどして、同罪の積極的な適用を推進。【警察庁】

- ・ 検察庁においては、組織的詐欺や強盗等の事案に関し、法と証拠に基づき、組織性や手口の巧妙さ等の量刑に影響を及ぼす悪質な事情を可能な限り具体的に主張・立証した上で求刑を決することにより、適正な科刑の実現に努めており、引き続き、一般予防の見地も踏まえ、この種事案に厳正に対処。【法務省】
- ・ 全国の検察官が集まる各種会議において、組織的詐欺等の事案に対し厳正に対処すべきことを周知するとともに、この種事案の具体的事例・経験を共有。【法務省】

エ 外国捜査機関等に対する捜査共助・協力結果を踏まえた海外にある犯罪収益等の剥奪

- ・ 都道府県警察等からの依頼に基づき、令和7年中、外国F I Uに対して359件照会を実施したほか、外国F I Uとの連携を強化し活発な情報交換を実施するなど、国外の関係機関との連携強化に向けた取組を推進。【警察庁】

オ 匿名・流動型犯罪グループの存在を見据えた取締りと実態解明の推進

- ・ 令和7年10月、警察庁長官官房企画課に匿名・流動型犯罪グループ情報分析室を設置するとともに、全国警察から捜査員を集めた「匿流ターゲット取締りチーム」(T3)を警視庁に構築し(令和8年4月に100人を増強)、匿名・流動型犯罪グループの中核的人物の実態解明・取締りに向けた取組を実施中。【警察庁】<再掲>
- ・ 捜査員がその身分を秘して募集に応じ、検挙等につなげる「雇われたふり作戦」を行う場合において、架空の本人確認書類等を使用する「仮装身分捜査」を令和7年中に13件実施し、強盗予備、詐欺未遂で4件5名の被疑者を検挙するとともに、これら4件を含む7件の被害防止が図られた。【警察庁】
- ・ 令和7年10月、不正に調達した預貯金口座等を犯罪者グループに提供するいわゆる「道具屋」を検挙し、同年11月には暗号資産取引所等の市場を通さずに違法な取引を行ういわゆる「相対屋」を検挙するなど、関東管区警察局サイバー特別捜査部に情報を集約の上、横断的・俯瞰的な分析を行うなどして中核的人物の下に構築された違法なビジネスモデルの解体を推進。【警察庁】

カ 不法行為に基づく損害賠償請求に関する裁判例の調査研究

- ・ SNS上のなりすまし詐欺広告が、なりすまされた者に対する名誉毀損等の不法行為にもなり得ることを前提に、これらを含む名誉毀損等の事案における損害賠償額の調査を実施し、令和8年4月、「インターネット上の名誉権侵害等の損害賠償額等に関する調査報告

書」を法務省ウェブサイト上で公表し、法務省公式Xによる周知を実施。【法務省】

2 特殊詐欺対策

(1) 犯行準備段階への対策

ア 各種サービスやインフラの不正利用を防止するための取組

(7) 闇名簿対策等の推進

- ・ 警察からの情報提供を受けた個人情報保護委員会において、特殊詐欺グループに名簿を販売した個人情報取扱事業者2者に対し、立入検査を実施の上、個人情報保護法に基づく緊急命令等を実施（令和7年5月、同年9月）。【個情委、警察庁】
- ・ 令和7年8月、特殊詐欺グループに名簿を販売した個人情報取扱事業者の代表者取締役を電子計算機使用詐欺幫助の罪で検挙。【警察庁】
- ・ 警察庁と連携し、「特殊詐欺事案における個人情報の保護」についての認識を広く国民に対して深めてもらうことを目的として、実際の犯罪手口を模した動画（「電話によるニセ警察詐欺」、「不審な訪問」及び「フィッシング」に関するショートドラマ3種）を作成の上、令和8年2月より、公式YouTubeへの動画掲載、個人情報取扱事業者適切に名簿を管理していただく内容も含めたポスターの配付、ウェブサイトやネット広告等を活用した広報啓発を実施。【個人情報保護委員会】

(4) 犯行に利用される電話番号への対策

- ・ 携帯電話に係る特殊詐欺対策として、「詐欺対策 by NTTタウンページ」及び「詐欺バスター Lite」の2つの特殊詐欺対策アプリを「警察庁推奨アプリ」に認定し、当該アプリの開発、提供及び運用管理を行っている民間事業者が独自に構築したデータベースを活用するとともに、警察庁から当該民間事業者に対して特殊詐欺に利用された電話番号を提供することで、犯行に利用された電話番号に係る発着信の遮断・警告を実施。【警察庁】

イ 犯罪への加担を防止するための取組<再掲> 1 (1) イ

(2) 着手段階への対策

ア 詐欺電話の防止等に係る取組

(7) 国際電話サービスを悪用した詐欺等への対策

- ・ 総務省より、令和7年4月、通信事業者団体に対し、固定電話・携帯電話への国際電話サービスを悪用した詐欺等への対策に関する行政指導等を実施。事業者において、国際電話を休止する国際

電話不取扱受付センターの体制強化・処理向上等の取組を実施しているほか、契約変更時に国際電話の要否の確認を実施。総務省において、令和7年6月に迷惑電話対策相談センター（でんわんセンター）を設置し、電話の不適正利用対策の相談業務を実施。今後は、効率的な処理のため、国際電話不取扱受付センターにおける電子的な申込みを促進するほか、国際電話不取扱受付センターやでんわんセンターの認知度の向上に向けた、周知広報の強化等を行う。【総務省】

※ 令和7年中の利用休止手続件数は、約48万件（前年比＋約41万件）

- ・ 令和7年5月より、国際電話の利用休止が特殊詐欺等の被害防止に有効であることを広く社会に呼び掛け社会全体の機運を醸成する活動を「みんなでとめよう!!国際電話詐欺＃みんとめ」と呼称し、関係省庁、団体等に協力を呼び掛けるとともに全国警察を挙げて実施中。【警察庁】

(イ) 詐欺電話を遮断するサービスに係る支援措置等

- ・ 総務省より、令和7年4月、通信事業者団体に対し、携帯電話への迷惑電話対策サービスの低廉化を含む効果的な措置の検討の行政指導等を実施。一部の事業者において、無償キャンペーン等を実施。今後は、総務省において、通信事業者における各種迷惑電話対策サービスを含めた特殊詐欺対策についての認知度向上に向けた周知を実施。【総務省】
- ・ 携帯電話に係る特殊詐欺対策として、「詐欺対策 by NTT タウンページ」及び「詐欺バスター Lite」の2つの特殊詐欺対策アプリを「警察庁推奨アプリ」に認定し、国民への普及促進に向け、行動変容につなげるための実効性のある広報啓発を様々な機関・団体等と連携し、国民運動として実施中。【警察庁】

※ 両アプリのダウンロード数の累計は、令和8年5月末時点で1,142,800件。

- ・ AIの活用をはじめとする警察庁推奨アプリの詐欺対策機能の高度化に向けて民間事業者と協議中。【警察庁】
- ・ 全国防犯協会連合会と連携し、特殊詐欺被害が多い上位10府県（東京都を除く）を選定し、優良防犯電話（自動録音機）の普及事業を展開していたところ、令和7年度は配布先を34都道府県に拡大の上、約23,000台を無償配布し、令和8年度は配布先を全都道府県に拡大して実施中。また、各都道府県警察において、優良

防犯電話の補助事業予算を拡大し、各地において普及促進活動を実施。【警察庁】

(ウ) 悪質な電話転送サービス事業者等の排除に向けた取組

- ・ 電話番号制度の見直し(電気通信番号使用計画の認定に係る欠格事由への詐欺犯の追加等)について、電気通信事業法令の改正を令和8年5月に施行。引き続き本改正について事業者への働きかけや通信事業者団体等を通じた制度の周知を実施予定。【総務省】

(イ) 発信者番号偽装への対策

- ・ 総務省より通信事業者団体へ働きかけ、業界全体の理解促進のため、発信者番号偽装対策に関する通信事業者団体のガイドラインについて全面改訂を実施。引き続き発信者番号偽装対策に関するガイドラインについて周知を実施予定。【総務省】
- ・ 警察による捜査等により特定した偽装電話番号の通信元事業者に対し、原因究明及び再発防止策を講じるよう申入れを実施、当該事業者が再発防止策を策定し実施中。引き続き将来の同種事案の再発防止に向けた取組を実施予定。【総務省、警察庁】

イ 詐欺メール、詐欺SMSによる被害防止等のための取組

(ア) 詐欺メール、詐欺SMS等の送信防止・遮断措置

- ・ 総務省より、令和7年4月、通信事業者団体に対し、事業者におけるメールやSMSの利用者に対する注意喚起や迷惑SMS、迷惑メール対策サービスの低廉化を含むより効果的な措置の検討を要請。加えて、総務省より、令和7年9月、通信事業者団体等に対し、メールのフィルタリング精度の一層の向上を図ること等を要請し、関係事業者等と意見交換会を実施。今後は、通信事業者における各種迷惑メール、SMS対策サービスを含めた特殊詐欺対策についての認知度向上に向けた周知を実施。【総務省】

(イ) 送信ドメイン認証技術(DMARC等)への更なる対応促進

- ・ 総務省より、令和7年9月、通信事業者団体等に対し、DMARCの適切な導入設定等を要請し、関係事業者等と意見交換会を実施。【総務省】
- ・ 証券口座に対する不正アクセス及び不正取引事案発生に伴い、令和7年7月、金融庁と警察庁が連名で、金融関係協会に対して不正アクセス等対策強化の要請文を発出。【金融庁、警察庁】
- ・ 一部の業態において、送信ドメイン認証技術の導入等を求める監督指針等改正を実施。また、警察庁や業界団体と連携し国民向け広報活動を実施。【金融庁、警察庁】

- ・ 令和 8 年 6 月、政府機関等のサイバーセキュリティに関する基本的な対策事項等を示した「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」に、DMARC ポリシー強化を基本対策事項として記載。【内閣官房】
- ・ 2026 年 1 月に一般社団法人日本クレジット協会に加盟するクレジットカード会社等に対して、送信ドメイン認証技術（DMARC 等）の導入等によるなりすましメール対策の実施を要請。今後、これら対策の実施状況等についてフォローアップを行う予定。【経済産業省】

(ウ) 犯行に利用される電話番号への対策<再掲> 2 (1) ア (ウ)

(3) 欺罔段階への対策<再掲> 1 (3)

ア 押収名簿を活用した注意喚起

- ・ 捜査の過程で入手した押収名簿をリスト化し、同リストを活用して特殊詐欺被害を予防するための注意喚起を継続実施。【警察庁】

(4) 金銭等の交付段階への対策

ア 被害の未然防止及び拡大防止のための取組

(7) 携帯電話を使用しながら A T M を利用する者への注意喚起の推進

- ・ 令和 7 年 7 月より、一部金融機関において、携帯電話の利用を検知する機能を有する A T M を導入済みであるところ、導入金融機関の拡大に向けた働き掛けを継続実施中。【警察庁】

(イ) 不動産業者等と連携した空き家等の不正な利用の防止

- ・ 警察庁及び国土交通省が連携し、令和 7 年 7 月、不動産業者等に対する不動産賃借権の不正取得及び賃貸物件の目的外使用の防止を目的とした広報啓発を実施。【警察庁、国土交通省】

(ウ) 宅配事業者における被害防止の推進

- ・ 警察庁及び国土交通省が連携し、令和 8 年 3 月、関係団体を通じて、マンション管理者等に対する宅配ボックスの不正利用防止対策の注意喚起を実施。【警察庁、国土交通省】

イ 被害金の追跡及び被害回復を容易にするための取組<再掲> 1 (4) イ

(5) 犯行後の捜査段階における対策<再掲> 1 (5)

3 ID・パスワード等の窃取・不正利用対策

(1) フィッシングサイトへの対策

ア フィッシングサイトの更なる閉鎖促進

- ・証券口座に対する不正アクセス及び不正取引事案発生に伴い、令和7年7月、金融庁と警察庁が連名で、金融関係協会に対して不正アクセス等対策強化の要請文を发出。【金融庁、警察庁】＜再掲＞
- ・一部の業態において、フィッシングサイトの閉鎖依頼等を求める監督指針等改正を実施。また、警察庁や業界団体と連携し国民向け広報活動を実施。【金融庁、警察庁】
- ・サイバー防犯ボランティア等がフィッシングサイトのテイクダウンを競い合うフィッシングサイト撲滅チャレンジカップをJ C 3が開催。【警察庁】
- ・2024年5月に、Webサービス提供者のためのフィッシング対応実務リファレンスを作成。希望者への提供を継続して実施。【総務省】
- ・2026年1月に一般社団法人日本クレジット協会に加盟するクレジットカード会社等に対して、フィッシングサイトの監視及び検知したフィッシングサイトの閉鎖依頼等によるフィッシングサイト対策の実施を要請。今後、これら対策の実施状況等についてフォローアップを行う予定。【経済産業省】

イ フィッシングサイトに係る情報の収集・分析及び提供による対策

- ・都道府県警察等からフィッシングサイトに関する情報を集約・判定し、ウイルス対策ソフト事業者等に提供する取組を実施しているところ、判定の高度化・効率化を図るため、令和8年2月に生成AIによる自動判別ツールを導入。【警察庁】

(2) ID・パスワードやクレジットカード情報の不正入手対策

ア フィッシングサイトに誘導するメールやSMSへの対策

(ア) SMSの不適正利用対策の推進

- ・J C 3が観測したマルウェアによって送信される不正なSMSについて、注意喚起や広報啓発活動に活用。【警察庁】
- ・総務省より、令和7年4月、通信事業者団体に対し、事業者におけるメールやSMSの利用者に対する注意喚起や迷惑SMS、迷惑メール対策サービスの低廉化を含むより効果的な措置の検討を要請。また、SMS配信に関する業界ルールについて関係事業者と議論を実施。今後は、策定される業界ルールや通信事業者における各種迷惑メール、SMS対策サービスを含めた特殊詐欺対策についての認知度向上に向けた周知を実施。【総務省】

(イ) 詐欺メール、詐欺SMS等を遮断するサービスに係る支援措置等＜再掲＞ 2 (2) イ (イ)

- (ウ) 送信ドメイン認証技術（DMARC等）への更なる対応促進＜再掲＞
＞ 2 (2) イ (ウ)

イ ID・パスワード等の窃取対策

(ア) パスキーの普及促進

- ・ 金融庁と警察庁が連携して日本証券業協会に対する働き掛けを実施し、同協会が定めるインターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドラインにフィッシングに耐性のある多要素認証（パスキー等）導入等を求める内容を追記。【金融庁、警察庁】
- ・ 証券口座に対する不正アクセス及び不正取引事案発生に伴い、令和7年7月、金融庁と警察庁が連名で、金融関係協会に対して不正アクセス等対策強化の要請文を発出。【金融庁、警察庁】＜再掲＞
- ・ 一部の業態において、フィッシングに耐性のある多要素認証（パスキー等）導入等を求める監督指針等改正を実施。また、警察庁や業界団体と連携し国民向け広報活動を実施。【金融庁、警察庁】

(イ) ECサイトの脆弱性を悪用したクレジットカード情報窃取対策

- ・ 割賦販売法に基づき、クレジットカード会社に対して、EC加盟店における情報窃取対策の調査及び指導等の措置の履行状況について監督を行った。今後も引き続き同法に基づく監督を適確に行っていく。【経済産業省】
- ・ ECサイトの脆弱性を悪用したクレジットカード情報窃取対策に関する広報啓発を実施。【警察庁】

(3) ID・パスワードやクレジットカード情報の不正利用対策

ア 事業者等との情報連携による対策の強化

(ア) EC加盟店等との情報連携

- ・ 令和8年7月、ECサイトにおける不正取引防止等を目的としたEC事業者との情報連携に関する協定を締結。【警察庁】
- ・ 個人情報保護委員会と連携し、EC加盟店等における不正取引等に関する個人データの警察への提供に係る整理を追加した「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」等を通じてEC加盟店等における情報提供の範囲を明確化し、その適切な運用と情報提供の充実化に係る働き掛けを実施。【警察庁】
- ・ 悪用のおそれのあるクレジットカード番号等を集約し、カードの利用停止等の対策に活用するため、国際ブランド各社に一括して

提供する枠組みを構築し、令和7年中、約187万件のクレジットカード番号を提供。【警察庁】

(イ) コード決済に関する被害防止

- ・コード決済の被害防止対策に関する広報啓発を実施。【警察庁】

(ウ) 金融機関におけるモニタリングの強化<再掲> 1 (4) ア (ウ)

(エ) 暗号資産交換業者による送金のモニタリングの強化<再掲> 1 (4) ア (エ)

イ 不正アクセス行為の事後追跡性確保等

(7) 踏み台とされている家庭用インターネット通信機器¹の実態把握及び対策

- ・「令和7年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」において、家庭用インターネット通信機器に係る注意喚起を実施。【警察庁】

- ・総務省広報誌やSNS (X) 上で、注意喚起を実施。【総務省】

(イ) 通信履歴の保存の義務化<再掲> 1 (5) ア (イ)

(4) マネー・ローンダリングや現金化への対策

ア 音声通信SIMカードの契約時における本人確認の義務付け<再掲> 1 (1) ア (7) ③

イ データ通信専用SIMの契約時における本人確認の義務付け<再掲> 1 (1) ア (7) ④

ウ 金融機関におけるモニタリングの強化<再掲> 1 (4) ア (ウ)

エ 暗号資産交換業者による送金のモニタリングの強化<再掲> 1 (4) ア (エ)

オ 暗号資産交換業者への不正送金防止の更なる推進<再掲> 1 (4) ア (オ)

カ EC加盟店等との情報連携<再掲> 3 (3) ア (7)

キ コード決済に関する被害防止<再掲> 3 (3) ア (イ)

(5) 犯行後の捜査段階における対策

ア 金融機関への照会・回答の迅速化<再掲> 1 (4) イ (ウ)

イ 通信履歴の保存の義務化<再掲> 1 (5) ア (イ)

ウ 暗号化技術等に係る調査・研究、新たな法制度導入に向けた検討<再掲> 1 (5) イ

エ 踏み台とされている家庭用インターネット通信機器の実態把握及び対策<再掲> 3 (3) イ (7)

¹ 主に一般家庭においてインターネットに接続して利用される、パーソナルコンピュータやスマートフォン、IoT機器等

オ EC加盟店等との情報連携<再掲> 3 (3) ア

カ 上位被疑者の検挙を見据えた捜査の推進

- ・ 令和7年3月以降、証券会社をかたるフィッシングメールの送信や証券口座への不正アクセス及び不正取引が急増したことを受け、関係都府県警察が捜査を推進した結果、中国籍の男らを金融商品取引法及び不正アクセス禁止法違反で検挙。【警察庁】
- ・ 上位被疑者の取締りを推進するため、サイバー特別捜査部において、暗号資産追跡結果等、都道府県警察から集約した情報について、横断的・俯瞰的な分析を実施。【警察庁】

4 治安基盤の強化等

(1) 体制の充実強化

ア 首謀者等を検挙するための取締り・実態解明能力・体制の強化

- ・ 令和7年10月、警察庁長官官房企画課に匿名・流動型犯罪グループ情報分析室を設置するとともに、全国警察から捜査員を集めた「匿流ターゲット取締りチーム」(T3)を警視庁に構築し(令和8年4月に100人を増強)、匿名・流動型犯罪グループの中核的人物の実態解明・取締りに向けた取組を実施中。【警察庁】<再掲>
- ・ 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締り強化のため、令和8年度に地方警察官を増員。【警察庁】
- ・ 令和8年度より、外国捜査機関や民間事業者等との間における連携を強化するため、国際組織犯罪対策官及び捜査支援連携対策官を設置。【警察庁】
- ・ 令和7年度補正予算において、生成AIを活用した「匿名・流動型犯罪グループ情報分析システム」を措置。【警察庁】

イ サイバー人材の体系的な育成の推進のための態勢の充実強化

- ・ 令和8年度予算において、採用活動や学校教養の強化等の「サイバー人材の確保・育成」に要する経費を措置。【警察庁】
- ・ 人材育成基盤装置を活用し、実践的な捜査演習やサイバー攻撃の対処訓練等を実施したほか、サイバー対処に関する知識・技能を競うサイバーコンテストを開催するなど、警察におけるサイバー人材の育成を推進。【警察庁】
- ・ 検察庁職員に対し、年間を通して、サイバー犯罪等の先端犯罪に関する知識の習得のための研修を実施。引き続き研修を継続予定。【法務省】

ウ サイバー空間における情報集約・分析及び取締りのための態勢の充実強化

- ・ 匿名・流動型犯罪グループ情報分析室の設置に伴い、サイバー特別捜査部等の態勢を増強。【警察庁】
- ・ サイバー空間における対処能力の強化のため、令和８年度に地方警察官を増員。【警察庁】

(2) 装備資機材等の充実強化

ア スマートフォン端末等の解析能力の強化

- ・ 令和８年度予算において、解析用資機材の充実、職員の研修等に要する経費を措置。【警察庁】
- ・ 検察庁職員に対し、年間を通して、デジタル・フォレンジックを活用した捜査能力の養成・向上のための研修を実施。引き続き研修を継続予定。【法務省】
- ・ 令和７年度補正予算及び令和８年度予算において、解析用資機材の充実、職員の研修等に要する経費を措置。【法務省】

イ 捜査に必要な情報の収集の効率化

- ・ 令和７年度補正予算及び令和８年度予算において、捜査に必要な資機材に関する経費を措置。【警察庁】
- ・ 令和７年度補正予算及び令和８年度予算において、解析用資機材の充実に要する経費を措置。【法務省】

(3) 新たな捜査手法の導入に向けた検討

ア 架空名義口座捜査等の新たな捜査手法の導入に向けた検討＜再掲＞ 1

(4) イ (イ)

イ 暗号化技術等に係る調査・研究、新たな法制度導入に向けた検討＜再掲＞ 1 (5) イ

(4) 国際連携の推進

ア 外国当局との連携体制の構築による摘発の推進

- ・ 令和７年４月以降、警察庁組織犯罪対策部長らが東南アジア各国の警察幹部と協議を行い、今後の我が国との更なる連携と情報共有の強化について確認。【警察庁】
- ・ 捜査により判明した被疑者に関する情報を東南アジア諸国等の現地当局に提供し、拠点摘発に活用するよう要請するなど、海外拠点の摘発に向けた取組を推進しているところ、令和７年中、海外拠点に関する特殊詐欺事件の被疑者 54 人を検挙。【警察庁】
- ・ 特殊詐欺事件に関与し、行方不明となっていると思われる日本人の関連情報を東南アジア諸国の我が方在外公館を通じて現地当局に提供

し、捜索を要請。【外務省、警察庁】

- ・ 令和 7 年 12 月、アジア詐欺対策国際会議を開催し、組織的詐欺対策について外国捜査機関や国際機関等と議論を実施。【警察庁】＜再掲＞
- ・ 令和 8 年 3 月、オーストリア・ウィーンで開催された国際詐欺サミット 2026 に参加し、同会合において国際的な詐欺対策のための主要な行動を示す「詐欺対策に関する行動の呼びかけ」及び「詐欺防止に関するグローバルな官民連携に係る枠組み」と題する成果文書が採択。【警察庁、外務省、財務省、法務省】＜再掲＞
- ・ 国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）と連携し、2025 年 3 月から 2026 年 3 月までの間、東南アジア諸国に対し、組織的詐欺等の犯罪に利用されるシンセティックメディア（ディープフェイクに代表されるＡＩ生成の合成メディア）への対処能力構築支援を実施。【外務省】
- ・ 令和 8 年 5 月、タイ・バンコクで開催された欧州安全保障協力機構（ＯＳＣＥ）のアジア共催会議に参加し、組織的詐欺等に対する日本の取組を共有するとともに、各国代表や国際機関らと議論。【外務省】

イ 被疑者移送体制の強化

- ・ 民間の航空会社と協議を実施し、一部事業者において対応窓口が一本化されたところ、海外拠点の摘発に伴い拘束された邦人被疑者の迅速な移送を実現すべく、引き続き、関係省庁で連携し、民間の航空会社に対する協力の要請等の取組を実施。【警察庁、外務省、国土交通省】

ウ 海外に流出した犯罪収益等の確実な剥奪

- ・ 都道府県警察等からの依頼に基づき、令和 7 年中、外国ＦＩＵに対して 359 件照会を実施したほか、外国ＦＩＵとの連携を強化し活発な情報交換を実施するなど、国外の関係機関との連携強化に向けた取組を推進。【警察庁】＜再掲＞

エ 外国捜査機関等と連携の推進

- ・ 外務省や独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）と連携し、令和 8 年 1 月から 2 月にかけて、開発途上国における「サイバー犯罪事案対処能力向上」研修を実施するなど、引き続き、外国捜査機関に対する支援を実施予定。【警察庁】
- ・ インド共和国・中央捜査局（ＣＢＩ）とともに、日本人を標的としたサポート詐欺事件の国際共同捜査を行った結果、令和 7 年 5 月、ＣＢＩがインド共和国内に所在するインド人被疑者 6 人を検挙するなど、外国捜査機関等と緊密な連携を推進。【警察庁】

- ・ 令和8年3月、国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）からフィッシング、バンキングマルウェア等に関連する日本国内に所在するとみられるサーバーに関する情報提供を受け、サイバー特別捜査部及び関係都府県警察が連携してこれらを管理する事業者に働きかけを行い、テイクダウンの措置を講じた。【警察庁】

オ 情報技術解析の高度化のための外国機関との連携の推進

- ・ 令和7年10月、ＩＣＰＯ、警察庁及びＪＣ３の共催でＡＩとデジタル・フォレンジックに係る国際会議を開催し、外国機関との情報共有を実施。【警察庁】

(5) 防犯対策の強化等

ア 防犯カメラの設置に係る支援

- ・ 防犯カメラの増設が必要な場所を洗い出し、その結果に基づいた増設に向けて自治体等との連携を強化するとともに、令和7年4月から令和8年4月にかけて、地方創生の交付金を活用した防犯カメラの設置等について、都道府県警察に対し自治体への働き掛けを実施するよう、通知を発出し、防犯カメラ設置に係る支援を実施。【警察庁】

イ 防犯性能の高い建物部品、宅配ボックス等の設置等に係る支援

- ・ ＣＰ部品（防犯性能の高い建物部品）のウェブサイトへの公表や各種冊子への掲載等を通じてその普及に努めるほか、ＣＰ部品の設置促進に向けた補助事業が実施されるよう地方創生の交付金の活用を含めた自治体への働き掛けを実施。また、ＣＰ部品として登録されたドア・窓への交換や、宅配ボックスの設置等への支援により、防犯性の高い住宅への改修を促進。【警察庁、国土交通省】

ウ 現金を自宅に保管させないための対策

- ・ 警察庁ウェブサイト上の「住まいる防犯１１０番」及び各都道府県警察ＨＰにおいて、高額な現金を自宅に保管することの危険性について注意喚起を実施中。【警察庁】

エ 宅配事業者等を装った強盗を防ぐための対策

- ・ 宅配事業者と連携した非対面形式による宅配方法の普及に向けた取組を推進しているほか、令和7年9月、都道府県警察に対し、不審な訪問者に係る情報の報告及び効果的な広報啓発を実施するよう指示。【警察庁】

オ 匿名・流動型犯罪グループの資金源への対策

- ・ 令和7年10月、警察庁長官官房企画課に匿名・流動型犯罪グループ情報分析室を設置するとともに、全国警察から捜査員を集めた「匿

流ターゲット取締りチーム」(T3)を警視庁に構築し(令和8年4月に100人を増強)、匿名・流動型犯罪グループの中核的人物の実態解明・取締りに向けた取組を実施中。【警察庁】<再掲>

- ・ 令和7年4月、都道府県警察に対し、悪質リフォーム業者の排除に向けた消費者庁との情報共有体制の強化について示達。【警察庁、消費者庁】
- ・ 建設業における悪質リフォーム業者の排除に向けた情報共有体制の在り方を検討中。【警察庁、国土交通省】

カ パトロール等による警戒

- ・ 令和8年2月、都道府県警察に対し、職務質問や防犯指導等の効果的な実施を通じた警察によるパトロール等の警戒活動を実施するほか、深夜帯の住宅地周辺の警戒活動を特に強化するよう改めて指示。【警察庁】
- ・ 令和7年4月から令和8年4月にかけて、都道府県警察に対し、地方創生の交付金を活用した青色回転灯等装備車によるパトロール活動への支援等、防犯対策強化事業の新設・拡充について働き掛けるよう通知を発出し、地域防犯力の強化に向けた取組を推進。【警察庁】
- ・ 令和8年5月、都道府県警察に対し、犯罪下見活動等から犯行計画等情報を把握した場合に、住人の安全確保と犯罪の未然防止を徹底するための対策を実施するよう指示。【警察庁】